

令和4年度第1回図書館協議会会議録

■ 開催日時 令和4年7月15日（金）午後3時15分から

■ 場 所 君津市生涯学習交流センター 101会議室

■ 出席者

【 委 員 】			【 事務局 】		
小間 泰啓 委員	山田 升美 委員		毛塚 中央図書館長		
加藤 愛 委員	嶋野 英男 委員		小野寺 副館長		
小川 和子 委員	齊藤 敦 委員		大野 係長		
鈴木 紀子 委員	田野 正人 委員長		花岡 主査		
隅越 裕子 委員	富田 嘉孝 委員				

■ 公開または非公開の別 公 開 ・ 非公開

■ 傍聴人 無

■ 議 題

- (1) 令和3年度図書館事業実績報告について
- (2) 令和4年度図書館事業実施計画について
- (3) 君津市図書館規則の改正について

田野委員長	ただいまの出席委員は10名です。君津市図書館条例第6条の2に規定する定数に達しており、本日の会議が成立することをご報告いたします。 それでは、議事に入ります。本日の案件は、報告が3件です。
(1) 令和3年度図書館事業実績報告について	
田野委員長	ただいま、令和3年度実績報告が行われましたが、何かご意見のある方はいらっしゃいますか？
富田委員	感染症対策で苦勞されたようですが、臨時休館のおかげでできたことは何でしょうか？
事務局	書架に並べている図書の分別にあたって従来から設けている見出しに加え、さらに細かい内容の見出しを付けることができました。
田野委員長	他に何かありますか？
事務局	ただいま、報告があったのは令和3年度の取り組みですが、令和2年度につきましては、情勢の変化に追いつくために、シニア介護コーナーを設けました。 その他に、開館当初は映像資料の大部分はVHSをDVDへ比重を置

	<p>く配置にしました。また、これまでVHSを配列してきたスペースへ朗読CDの点数を配列し、今後もさらに増やしていくことを考えております。</p> <p>子ども図書館のコーナーのレイアウトの変更に取り組みました。令和2年度に大部分の変更を行い、令和3年度に細かく整えました。</p>
齊藤委員	<p>非常に厳しい状況の中で取り組んでいらっしゃることを感じました。リクエストの件数が多く、急増していますね。入館して利用できないことから、この制度を活用していることが見受けられます。</p> <p>新規登録者の数が増えていますね。これだけ増えている理由は何でしょうか。</p> <p>職員の稼働率も気になります。以上についてお聞かせください。</p>
事務局	<p>まず、新規登録者数の増加については、きみぴょん利用券の発行によるものと思われます。</p> <p>稼働率についてご説明します。休館中も臨時窓口を設置し、事前にお申込みいただいた本を貸出すという体制をとるようにしました。お申し込みは窓口でも受け付けるようにしたこと、貸出しも含めて対応する職員が要る、また、来館者が自由に書架から読みたい本を選ぶことができなくなったために、代わりに書架へ回収しに行く職員が必要になり、休館中であっても稼働率は低下しておりません。</p>
齊藤委員	<p>分かりました。休館中の様子が心配になっていたので、お尋ねしました。これまでとは違う状況になったことで、職員に対する過度な負担がかかっていたのではないかと気になっておりました。適切に調整しつつ業務を進めていただければと思います。</p>
田野委員長	<p>では、これで令和3年度図書館事業実績報告を終了します。</p>

議 題 (2) 令和4年度図書館事業実施計画について

田野委員長	電子書籍、電子雑誌はどの予算から負担するのですか？
事務局	図書館の所有物となるわけではないので、通信運搬費に該当します。
富田委員	利用にあたって、その都度費用は発生するのですか？
事務局	そのようなことはありません。ものにもよりますが、一度購入するとずっと使えるもの、それから著作権の問題から2年間まで、あるいは50回までといったような制限のあるものがあります。
田野委員長	令和4年度予算の中でどのくらいの金額なのですか？
事務局	372万円を通信運搬費から支出します。
田野委員長	備品購入費からの支出ではないのですか？
齊藤委員	通信運搬費からコンテンツ使用料を支出すると認識すればいいように思います。
齊藤委員	<p>図書館の2階や3階にある会議室は、私達のような中小企業を応援する立場からすると、非常に良い施設であると感じております。</p> <p>小さな部屋が多く、在宅テレワークに最適であるように見受けられます。</p> <p>また、企業を創業するためにああいう部屋を借りて、若干の事務所的な利用ができる。なおかつ、この部屋ではインターネットが使えることから、そういう面では非常に良い施設があると感じております。</p> <p>ちょっと前に、中央図書館の周辺だけで使えるローカル5Gを導入するという話を伺いました。今のところできない状況ではあるけれども、</p>

	<p>ローカル5Gの設備が出来上がれば、非常にありがたく思います。</p> <p>現在、図書館も改修工事で大変かもしれませんが、2階や3階にある会議室の利用の方法についてご検討いただけると幸いです。</p> <p>なおかつ、これまで申し上げたような利用方法が実現するなら、ぜひ君津商工会議所が指定管理者として受託したいと考えており、民間へ委託等ができるような仕組みも含めて、ご検討宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>現段階では、ローカル5Gの設備が整っていないためその後の進展はありませんが、整い次第、ローカル5Gの実証実験を行う予定です。</p> <p>設置場所として図書館がよいのかそれとも他の施設へ置けばよいのか、市としてはそのあたりの検証も行っていきたく考えていますが、運用方法を含め、詳細については現段階においては決定しておりません。</p>
齊藤委員	<p>現在、我々が構想しているのは、指定管理者として受託し、商工会議所は現在の場所から移転することなく、中小企業や創業を考えている皆様を応援する場として会議室を運営していきたいと考えております。</p> <p>有料施設として用いられながら利用頻度も上がるものと予想しております。</p>
事務局	<p>有料の会議室をどのような形で維持していくのか、現在検討中ではありますが、お話としてはわかりました。今後、市全体の方針に沿って決めていきたいと考えております。</p>
田野委員長	<p>中央図書館の建設当初、総務省へ補助金の申請をした際に、図書館単体では受け付けてもらえず、別の性質の施設も併設させる事が条件となり、これが理由で地域情報センターを設立することになって、現在に至りました。図書館には時代に合った利用をご検討いただきたいものです。</p>
小間委員	<p>電子書籍の利用統計についてお尋ねします。</p> <p>この統計に表れている数値は多いのか少ないのか、が分かりかねます。また、どの程度の数値を以って順調と判断するのか、図書館としての今後の目標は何でしょうか？</p> <p>せっかく良い取組みを行っているのに、ただやっているだけでは市民の皆さんに行き渡らないでしょう。今後PRのやり方をしていけば良い成果を得られるように思うのですが、その辺りをどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたく思います。</p>
事務局	<p>電子書籍サービスは、デジタル技術の活用による非来館型サービスとして、昨年の6月から提供を開始しました。実績としては横ばいとなっていますが、まだ最終的な評価を出すのは早いと思っております。</p> <p>本は、電子書籍よりも紙の方が良いという声も寄せられておりますが、どちらかに偏るのではなく、選択肢の一つとして、今後も引き続き、サービスを提供していきたいと考えております。</p> <p>PRの方法としましては、現在、高速バスの待合所やコミュニティバス車内での広告による宣伝を行っており、今後も、電子書籍の利用促進に努めてまいります。</p>
富田委員	<p>利用した電子書籍は、コピー等によって自分のものにすることはできないのですか？</p>
事務局	<p>ご自身の所有物にはなりません。アマゾン等で展開しているサービスとは異なり、ご利用にあたっては、ダウンロードするのではなく、接続した状態で閲覧するのみです。そのため、コピーもできないようになっています。</p>

隅越委員	中学生以下の児童は保護者の同意が必要になるので、登録している児童はどのくらいいるのか、学校で配布されているタブレット端末でも閲覧はできるのか、ということをお教えください。
事務局	インターネットに接続できる端末であれば、閲覧はできます。 ただ、問題は提供できるコンテンツの数（部数）が少ないことです。なるべく数多く買い揃えるようにしてはいますが、市販されている電子書籍が全て貸し出しできるわけではなく、許可の下りているものが限られているため、授業における朝の読書等で数多く用意して使うには難しいです。数名単位で利用していただくことは可能だと思います。
田野委員長	民間の電子書籍の提供サービスと比べて制約が多く、コンテンツ点数も少なく利用しづらい部分も多いです。
山田委員	電子書籍は教養や知識を得るには適しているけど、文芸作品を嗜むには紙の書籍が良いように感じております。 図書館の側としては電子書籍ばかりに力を入れずに、求める方のために選択肢を用意しておくような程度でよろしいように思います。
事務局	当館としては、電子書籍は図書館まで足を運ぶことができない方にとって便利なツールである、と考えておりますので、選択肢の一つとして用意し、紙媒体との両方を揃えて市民のニーズに応えていきたい、と考えております。 ここで一つ訂正があります。先ほど、電子書籍の予算は通信運搬費から負担すると申し上げましたが、通信運搬費及び借上料となります。

議 題 (3) 君津市図書館規則の改正について

田野委員長	変更があったのは、どの条文ですか？
事務局	第2条に、電子書籍に関する条文を加えております。その条文を入れたことによって、条文の号数が変わっております。 現行の第2条の2については、奉仕の場所及び日時等として説明が変わることから、第3条へ改正しました。 記述の中で、(省略)と記しているものは、条数が変わっている事をお伝えしやすくするために行ったものです。 第8条は、4月の時点で電子書籍の貸出が受けられる条件を設けたのですが、その後に見直した際に第2条において定めているので、電子書籍以外の種類の図書館資料の利用資格について定めることにしました。 その次の第8条第4項において、利用券は利用登録を更新することができるとして、5年間の利用期限を作っているのですが、「利用登録を更新することができる」というよりも、「更新をしていただかないと利用はできない」というようにさせていただいておりますので、この点は「更新しなければならない」ということが分かりやすく伝わるようにしました。以上の理由から、改正後は条文がずれていることになっております。 改正案の第12条においても、研究室での閲覧を、現行の第8条で「成人者に限る」と定めていたものを、「20歳以上の者に限る」と定め直しました。 現在、中央図書館において持込みの学習を制限しておりません。そのため、18歳以下の利用者で個室を利用したいという方はいるのでしょうか。学生さん達に開放しつつ、指定のできるスペースを確保したい、という理由から、開館して以来20歳以上ということにしております。

	<p>したので、成人したとはいえ、18歳に直すのではなく、現状と同じ20歳にするという改正をしております。</p> <p>その次は、条項が変わったものに対して、同じように条項の整理です。電子書籍については、第10条ではなくその後の18条がありますので、第9条から削られております。</p> <p>その後の条項も今回の改正によって、各項がずれていきます。</p> <p>第24条については、会議室等の使用料の免除の条件として、認定こども園を含んでいなかったのですが、第3号に「児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園が使用するとき」と改め、認定こども園も免除の対象となりました。</p> <p>この後も条項がずれたことによる変更と文章表現について、改正いたしました。</p>
	<p>令和4年3月に開催された教育委員会で、図書館規則の改正について上程させていただき、現在このように変わっていることをご報告させていただいております。</p>
<p>田野委員長</p>	<p>施行日はいつですか？</p>
<p>事務局</p>	<p>3月中に交付されたようですが、正式な交付の日付は改めて調査いたします。</p>
<p>田野委員長</p>	<p>この件について、何か発言のある方はいらっしゃいますか？</p> <p>議題の(1)、(2)、(3)、全ての報告が終わりました。</p>